裁　判　所　共　済　組　合　定　款

（平成１７年　４　月　１　日　全部変更）
平成１８年　４　月　１　日　一部変更
平成１８年１０月　１　日　一部変更
平成１９年　４　月　１　日　一部変更
平成１９年１０月　１　日　一部変更
平成２０年　４　月　１　日　一部変更
平成２０年　７　月　１　日　一部変更
平成２１年　１　月　１　日　一部変更
平成２１年　４　月　１　日　一部変更
平成２２年　４　月　１　日　一部変更
平成２３年　１　月　１　日　一部変更
平成２３年　４　月　１　日　一部変更
平成２３年　６　月　１　日　一部変更
平成２４年　４　月　１　日　一部変更
平成２５年　４　月　１　日　一部変更
平成２６年　４　月　１　日　一部変更
平成２７年　４　月　１　日　一部変更
平成２７年１０月２６日　一部変更
平成２８年　４　月　１　日　一部変更
平成２９年　４　月　１　日　一部変更
平成２９年　９　月　７　日　一部変更
平成３０年　４　月　１　日　一部変更
平成３１年　４　月　１　日　一部変更
令和　２　年　３　月３１日　一部変更
令和　２　年　７　月２１日　一部変更
令和　３　年　４　月　１　日　一部変更
令和　４　年　４　月　１　日　一部変更
令和　５　年　４　月　１　日　一部変更
令和　６　年　４　月　１　日　一部変更
令和　７　年　４　月　１　日　一部変更

目　次

第１章　総則（第１条～第６条）
第２章　運営審議会（第７条～第１２条）
第３章　組合員（第１３条～第１５条）
第４章　給付（第１６条～第２９条）
第５章　福祉事業（第３０条）
第６章　掛金及び負担金（第３１条）

第７章　審査請求（第３２条）
第８章　財務（第３３条・第３４条）
第９章　監査（第３５条・第３６条）
附　則

第１章　総則

（目的）

第１条　この組合は、国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号。以下「法」という。）に基づき組合員及びその遺族の相互救済のための事業を行い、もってその生活の安定と福祉の増進を図り、職務の能率的運営に資することを目的とする。

（組合の名称）

第２条　この組合の名称は、裁判所共済組合（以下「組合」という。）とする。

（事務所の所在地）

第３条　組合は、主たる事務所（以下「本部」という。）及び従たる事務所（以下「支部」という。）を置き、その名称及び所在地は、別表のとおりとする。

２　組合は、本部の事務の一部を処理する機関を埼玉県和光市にある最高裁判所和光庁舎内に置く。

（本部長、副本部長及び支部長）

第４条　本部に本部長及び副本部長を置き、本部長にあっては最高裁判所事務総長の職にある者、副本部長にあっては最高裁判所事務総局経理局長の職にある者をもって充てる。

２　支部に支部長を置き、支部の置かれた機関の長の職にある者をもって充てる。

３　本部長又は副本部長が所掌する本部の事務の範囲及び支部長が所掌する支部の事務の範囲は、それぞれ、別表の事務範囲の欄に掲げる庁に係る組合の事務とする。

（所掌事務）

第５条　最高裁判所長官は、組合を代表し、その業務を執行する。

２　本部長は、本部の事務を執行するとともに、組合の業務の執行に関して、最高裁判所長官を補佐し、その事務を総括する。

３　副本部長は、本部長の事務を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

４　支部長は、本部長の命を受け、支部の事務を執行する。

５　前３項に定めるもののほか、権限の委任に関して必要な事項は、裁判所共済組合運営規則（以下「運営規則」という。）で定める。

（公告の方法）

第６条　組合の定款に関する公告は、官報に掲載して行う。

第２章　運営審議会

（名称）

第７条　法第９条第１項の規定に基づき組合に置く運営審議会は、裁判所共済組合運営審議会（以下「運営審議会」という。）とする。

（委員）

第８条　運営審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に掲げる人数を最高裁

判所長官が任命する。

（１）　副本部長の職にある者　１人

（２）　組合の事務を主管する職にある者及び組合の事務に特に関係のある者　４人

（３）　組合員を代表する者　５人

（任期）

第９条　前条第２号及び第３号に掲げる委員の任期は、１年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長）

第１０条　運営審議会に会長を置き、副本部長の職にある者をもって充てる。

２　会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

（会議）

第１１条　運営審議会は、会長が招集する。

２　会長は、最高裁判所長官の請求又は委員５人以上の請求があったときは、運営審議会を招集しなければならない。

３　運営審議会は、第８条第２号及び第３号に掲げる委員のそれぞれ２人以上で、かつ、委員の５人以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

４　運営審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

５　最高裁判所長官、会長又は委員５人以上が運営審議会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の運営審議会の議決があったものとみなす。

（幹事及び書記）

第１２条　運営審議会に幹事及び書記若干人を置き、組合の事務に従事する職員のうちから最高裁判所長官が任命する。

２　幹事は、会長の指揮を受けて庶務を行う。

３　書記は、幹事の指揮を受けて庶務に従事する。

第３章　組合員

（組合員の範囲）

第１３条　組合は、次の各号に掲げる者をもって組合員とする。

（１）　法第２条第１項第１号に規定する職員で裁判所に属する者

（２）　前号に掲げる者であったもののうち、法第１２４条の２第１項前段の規定により引き続き組合員であるとされる者

（３）　法第１２５条に規定する組合職員

（４）　第１号又は前号に掲げる者であったもののうち、法第１２６条の５第１項後段の規定により組合員であるものとみなされた者

（組合員の種別）

第１４条　組合員は、次のように区分する。

（１）　長期組合員　次号から第４号までに規定する組合員以外の組合員

（２）　短期組合員　法第７２条第２項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けない組合員
（３）　継続長期組合員　法１２４条の２第１項前段の規定により引き続き長期給付に関する規定の適用を受ける組合員
（４）　任意継続組合員　法第１２６条の５第１項後段の規定により引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することができる組合員
２　長期組合員のうち厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）の適用を受ける被保険者は、同法第２条の５第１項第２号に規定する第２号厚生年金被保険者及び高齢任意加入被保険者（同法附則第４条の３第１項の規定による被保険者であって、組合員であるものをいう。）に区分する。
（任意継続組合員の標準報酬の月額の特例）
第１５条　（削除）
第４章　給付
（短期給付）
第１６条　組合は、組合員（継続長期組合員を除く。次条及び第３０条において同じ。）若しくは組合員であった者又はこれらの遺族に対し、法第５０条第１項に規定する短期給付を行う。ただし、任意継続組合員に対しては、同項第８号から第１０号の５までに掲げる給付は、行わない。
（附加給付）
第１７条　組合は、組合員又はその遺族に対し、法第５１条の規定に基づき、次の各号に掲げる附加給付を行う。
（１）　家族療養費附加金
（２）　家族訪問看護療養費附加金
（３）　出産費附加金
（４）　家族出産費附加金
（５）　埋葬料附加金
（６）　家族埋葬料附加金
（７）　傷病手当金附加金
２　附加給付の支給に関する手続に関し必要な事項は、運営規則で定める。
（家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金）
第１８条　法第５７条若しくは第５７条の２又は第５７条の３の規定により家族療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。以下この条において同じ。）又は家族訪問看護療養費を支給する場合においては、次の各号に定めるところにより、家族療養費附加金又は家族訪問看護療養費附加金を支給する。
（１）　家族療養費の支給１件（医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算する。）について、当該家族療養費の計算の基礎となる療養に要した費用の額から当該家族療養費の額（法第６０条の２の規定により高額療養費を支給する場合（次号に該当する場合を除く。）には、当該高額療養費の額を加えた額）を控除して得た額（その額が現に組合員の負担した額を超えるときは、当該負担

した額。次条において「組合員負担額」という。）が２万５千円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が５３万円以上である場合にあっては、５万円）を超えるときは、その超える金額を家族療養費附加金として支給する。

（２）　国家公務員共済組合法施行令（昭和３３年政令第２０７号。以下「施行令」という。）第１１条の３の３第１項から第５項までの規定により合算して高額療養費を支給する場合（組合員の療養に係る金額のみを合算して高額療養費を支給する場合を除く。）には、これらの合算した額からこれらの規定により支給される高額療養費の額を控除して得た額（次条において「合算組合員負担額」という。）が５万円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が５３万円以上である場合にあっては、１０万円）を超えるときは、その超える金額を家族療養費附加金として支給する。

（３）　第１号の規定は、家族訪問看護療養費附加金の支給について準用する。この場合において、同号中「家族療養費」とあるのは「家族訪問看護療養費」と、「組合員負担額」とあるのは「家族訪問看護組合員負担額」と読み替えるものとする。

（４）　前３号の規定により算定して得た金額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額を支給するものとし、当該金額が１、０００円に満たないときは、支給しないものとする。

第１９条　療養を受けた者が、前条の規定の適用がないとしたならばその療養に要した費用につき他の法令（条例を含む。）の規定の適用を受けることとなる者であり、かつ、その適用を受けることとなる医療機関等から療養を受けた場合には、その者に係る組合員負担額、合算組合員負担額又は家族訪問看護組合員負担額は、同条の規定にかかわらず、当該他の法令の規定により国又は地方公共団体が負担すべきこととされている額を控除して得た額とする。

（出産費附加金）

第２０条　法第６１条第１項の規定により出産費を支給する場合は、４万円を出産費附加金として支給する。

（家族出産費附加金）

第２１条　法第６１条第３項の規定により家族出産費を支給する場合は、４万円を家族出産費附加金として支給する。

（埋葬料附加金）

第２２条　法第６３条第１項の規定により埋葬料を支給する場合は、５万円を埋葬料附加金として支給する。

２　法第６３条第２項の規定により埋葬料を支給する場合において、埋葬に要した費用に相当する金額が同条第１項に規定する政令で定める金額を超えるときは、当該埋葬に要した費用に相当する金額から当該政令で定める金額を控除して得た金額を埋葬料附加金として支給する。ただし、当該埋葬料附加金の金額が５万円を超えるときは、これを５万円とする。

（家族埋葬料附加金）

第２３条　法第６３条第３項の規定により家族埋葬料を支給する場合は、５万円を家族埋葬料附加金として支給する。

（傷病手当金附加金）

第２４条　組合員（任意継続組合員を除く。）が法第６６条の傷病手当金の支給期間が経過してなお引き続いて専ら療養のため勤務に服することができないときは、１日につき同条（第４項及び第５項を除く。）及び法第６９条第１項の規定の例により計算した額を傷病手当金附加金として支給する。ただし、当該組合員が組合員の資格を喪失したとき、又は傷病手当金附加金支給開始後６月を経過したときのいずれかに該当することになったとき以後は、この限りでない。

（弔慰金附加金及び家族弔慰金附加金）

第２５条　（削除）

（結婚手当金）

第２６条　（削除）

（入院附加金）

第２７条　（削除）

（長期給付）

第２８条　組合は、短期組合員又は任意継続組合員以外の組合員若しくは組合員であった者又はその遺族に対し、法第７２条第１項に規定する長期給付を行う。

（長期給付の裁定及び決定並びに支払）

第２９条　組合の長期給付の裁定及び決定並びに支払は、国家公務員共済組合連合会が行う。

第５章　福祉事業

（福祉事業）

第３０条　組合は、法第３条第３項及び第５項の規定に基づき、次の各号に掲げる福祉事業を行う。

（１）　組合員及びその被扶養者（以下「組合員等」という。）の健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援その他の組合員等の健康の保持増進のために必要な事業（次号に掲げるものを除く。）

（１の２）　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第２０条の規定による特定健康診査及び同法第２４条の規定による特定保健指導

（２）　（削除）

（３）　組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

（４）　組合員の貯金の受入れ又はその運用

（５）　組合員の臨時の支出に対する貸付け

（６）　組合員の需要する生活必需物資の供給

（７）　その他組合員の福祉の増進に資するための事業

第６章　掛金及び負担金

（掛金及び負担金の額）

第３１条　法第９９条第２項第１号、第２号及び第４号の規定による掛金及び負担金の額は、次の表に掲げる組合員（任意継続組合員を除く。）の種別に応じてそれぞれ当該組合員の法第４０条第１項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）及び法第４１条第１項に規定する標準期末手当等の額（以下「標準期末手当等の額」という。）に同表に掲げる掛金率又は負担金率（介護保険法（平成９年法律第１２３号）第９条第２号に規定する被保険者（以下「介護保険第２号被保険者」という。）の資格を有しない組合員にあって

は、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率及び負担金率を除く。）を乗じて得た額とし、法第１２６条の５第２項の規定による任意継続掛金の額は、施行令第４９条の２の規定による任意継続組合員の標準報酬の月額に同表に掲げる掛金率（介護保険第２号被保険者の資格を有しない任意継続組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率を除く。）を乗じて得た額とする。

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	$\frac{37.55}{1,000}$	$\frac{1.01}{1,000}$	$\frac{8.61}{1,000}$	$\frac{37.55}{1,000}$	$\frac{1.01}{1,000}$	$\frac{8.61}{1,000}$
短期組合員	$\frac{37.55}{1,000}$	$\frac{1.01}{1,000}$	$\frac{8.61}{1,000}$	$\frac{37.55}{1,000}$	$\frac{1.01}{1,000}$	$\frac{8.61}{1,000}$
任意継続組合員	$\frac{75.10}{1,000}$	$\frac{2.02}{1,000}$	$\frac{17.22}{1,000}$			

２　法第９９条第６項又は法第１２５条の規定による専従職員である組合員に係る職員団体又は組合職員である組合員に係る組合が負担すべき負担金（長期給付に係るものを除く。）の額は、これらの組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる負担金率（介護保険第２号被保険者の資格を有しない組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る負担金率を除く。）を乗じて得た額とする。

組合員の種別	職員団体又は組合の負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	$\frac{37.55}{1,000}$	$\frac{1.01}{1,000}$	$\frac{8.61}{1,000}$

３　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前２項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「$\frac{37.55}{1,000}$」とあるのは、「$\frac{2.28}{1,000}$」とする。

４　組合は、毎事業年度、健康保険法（大正１１年法律第７０号）第１６０条第１４項に規定する特定保険料率に相当する掛金率及び負担金率を定めるものとする。この場合において、組合は、当該定めた掛金率及び負担金率について、本部長が定める方法により組合員に周知するものとする。

５　法第９９条第２項第３号の規定による掛金及び負担金の額は、国家公務員共済組合連合会の定款の定めるところによる。

第７章　審査請求

（審査請求）

第３２条　法第１０３条第１項の審査請求は、国家公務員共済組合審査会に対して行うものと

する。

第８章　財務

（会計単位）

第３３条　組合の会計単位は、本部会計及び支部会計とする。

（経理単位）

第３４条　組合が設ける経理単位は、短期経理、業務経理、保健経理、医療経理、貯金経理及び貸付経理とする。

第９章　監査

（監査員）

第３５条　本部及び支部にそれぞれ監査員若干人を置く。

２　監査員は、本部長又は支部長がそれぞれ命ずるものとする。

（監査事項）

第３６条　監査員は、組合の給付の決定及び支払、福祉施設の運営、現金及び物品の出納保管、財産の管理その他業務全般について監査するものとする。

附　則

（施行期日）

第１条　この定款は、平成１７年４月１日から施行する。

（従前の給付等）

第２条　変更前の裁判所共済組合定款（昭和３３年６月３０日制定）の規定に基づいてした給付その他の行為又は手続は、この定款中の相当する規定によってした行為又は手続とみなす。

（家族療養費附加金等に関する経過措置）

第３条　変更後の第１８条及び第２６条並びに附則第６条の規定は、平成１６年４月１日以後に給付事由が生じた給付について適用し、平成１６年４月１日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（入院附加金に関する経過措置）

第４条　変更後の第２７条の規定は、療養のため入院した日から５日を経過した日が平成１３年４月１日以後である当該入院に係る入院附加金について適用し、当該入院した日から５日を経過した日が平成１３年４月１日前である当該入院に係る入院附加金については、なお従前の例による。

（掛金及び負担金並びに任意継続掛金に関する経過措置）

第５条　変更後の第３１条の規定は、平成１７年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

（一部負担金払戻金）

第６条　組合は、法附則第８条の規定に基づき、組合員が支払った一部負担金の額等（施行令第１１条の３の３第１項第１号イからニまでの規定に掲げる金額をいう。以下同じ。）の払戻しについて、次の各号に掲げる金額（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）を一部負担金払戻金として支給する。ただし、当該金額が千円に満たないときは、この限りでない。

（１）　療養の給付、保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費（以下「療養の給付等」という。）の支給１件（医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算する。）について、その療養の給付等に係る一部負担金の額等（法第６０条の２の規定により高額療養費を支給する場合（次号に該当する場合を除く。）には、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額）が２万５千円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が５３万円以上である場合にあっては、５万円）を超える場合にその超える金額

（２）　一部負担金の額等を合算して高額療養費を支給する場合には、当該合算した一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額が５万円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が５３万円以上である場合にあっては、１０万円）を超える場合にその超える金額

２　第１７条第２項及び第１９条の規定は、一部負担金の額等の払戻しについて準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「附則第６条第１項」と、「組合員負担額、合算組合員負担額又は家族訪問看護組合員負担額」とあるのは「同項第１号に規定する一部負担金の額等又は同項第２号の規定により合算した一部負担金の額等から高額療養費に相当する額を控除して得た額」と、「同条」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

（財形持家融資事業）

第７条　組合は、法に定める短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業のほか、当分の間、法附則第１４条の４及び国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和５２年政令第１９９号）第２条の規定に基づき、組合員の持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金を貸し付ける事業その他これに附帯する事業を行う。

２　組合が前項の規定による事業を行う間、第３４条中「及び貸付経理」とあるのは、「、貸付経理及び財形経理」とする。

（災害見舞金附加金）

第８条　組合は、法第５１条及び施行令第１１条の３第１項の規定に基づき、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成２３年法律第４０号）第２条第１項に規定する東日本大震災をいう。）により災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用を受けた地域内にある組合員又はその被扶養者の住居又は家財に当該災害による損害を受け、当該損害について組合員が法第７１条の規定による災害見舞金の支給を受けるときは、当該組合員に対し、次の各号に掲げる組合員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる月数を当該災害見舞金の計算の基礎となった標準報酬の月額に乗じて得た金額を災害見舞金附加金として支給する。

（１）　標準報酬の月額の３月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　２月

（２）　標準報酬の月額の２．５月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　１．５月

（３）　標準報酬の月額の２月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　１．２月

（４）　標準報酬の月額の１．５月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　０．９月

（５）　標準報酬の月額の１月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　０．６月
（６）　標準報酬の月額の０．５月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　０．３月

附　則（平成１８年４月１日一部変更）

１　この変更は、平成１８年４月１日から施行する。

２　変更後の第３１条の規定は、平成１８年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附　則（平成１８年１０月１日一部変更）

１　この変更は、平成１８年１０月１日から施行する。

２　出産の日が施行の日前である組合員又は組合員であった者に支給する出産費附加金又は家族出産費附加金については、なお従前の例による。

附　則（平成１９年４月１日一部変更）

１　この変更は、平成１９年４月１日から施行する。

２　変更後の第１６条ただし書の規定は、平成１９年３月３１日において傷病手当金又は出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（任意継続組合員に限る。）に係るこれらの支給については、適用しない。

３　平成１９年３月３１日において傷病手当金附加金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者を除く。）に係る同日までの傷病手当金附加金の額については、第２４条の規定にかかわらず、健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第５６条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第６６条（第２項及び第３項を除く。）及び第６９条の規定の例により計算した額とする。

４　平成１９年３月３１日において傷病手当金若しくは傷病手当金附加金の支給を受けていた者又は受けるべき者（傷病手当金の支給事由が生じた後に任意継続組合員となった者に限る。）に係る傷病手当金附加金の支給については、変更後の第２４条の規定にかかわらず、これらの者を同条に規定する組合員とみなして、同条の規定を適用する。

５　平成１９年３月３１日において傷病手当金若しくは傷病手当金附加金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者に限る。）に係る傷病手当金附加金の支給については、第２４条の規定にかかわらず、これらの者を同条に規定する組合員とみなして同条の規定を適用する。この場合における傷病手当金附加金の額については、同条の規定にかかわらず、健康保険法等の一部を改正する法律附則第５６条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第６６条（第２項及び第３項を除く。）及び第６９条の規定の例により計算した額とする。

６　平成１９年３月３１日において傷病手当金附加金を受けていた者又は受けるべき者（同日において任意継続組合員であった者を除く。）であって同年４月１日以後に任意継続組合員となった者に係る傷病手当金附加金の支給については、変更後の第２４条の規定にかかわらず、当該任意継続組合員となった者を同条に規定する組合員とみなして、その者が退職しなかったとしたならば傷病手当金附加金を受けることができる期間、同条の規定を適用する。

７　変更後の第３１条の規定は、平成１９年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附　則（平成１９年１０月１日一部変更）

１　この変更は、平成１９年１０月１日から施行する。

２　死亡の日が施行の日前である場合における埋葬料附加金又は家族埋葬料附加金については、なお従前の例による。

附　則（平成２０年４月１日一部変更）

１　この変更は、平成２０年４月１日から施行する。

２　次の表の左欄に掲げる支部は、平成２０年４月１日において廃止するものとし、当該支部の一切の権利及び義務は、それぞれ同表の右欄に掲げる支部が継承する。この場合において、同表の左欄に掲げる支部の廃止に伴い、当該支部が行うべき事務の処理は、それぞれ同表の右欄に掲げる支部において行うものとする。

旧支部名	新支部名
名古屋高等裁判所支部 名古屋地方裁判所支部 名古屋家庭裁判所支部	名古屋支部
広島高等裁判所支部 広島地方裁判所支部 広島家庭裁判所支部	広島支部
福岡高等裁判所支部 福岡地方裁判所支部 福岡家庭裁判所支部	福岡支部
仙台高等裁判所支部 仙台地方裁判所支部 仙台家庭裁判所支部	仙台支部
札幌高等裁判所支部 札幌地方裁判所支部 札幌家庭裁判所支部	札幌支部
高松高等裁判所支部 高松地方裁判所支部 高松家庭裁判所支部	高松支部
横浜地方裁判所支部 横浜家庭裁判所支部	横浜支部
さいたま地方裁判所支部 さいたま家庭裁判所支部	さいたま支部
千葉地方裁判所支部 千葉家庭裁判所支部	千葉支部
水戸地方裁判所支部 水戸家庭裁判所支部	水戸支部
宇都宮地方裁判所支部 宇都宮家庭裁判所支部	宇都宮支部
前橋地方裁判所支部 前橋家庭裁判所支部	前橋支部
静岡地方裁判所支部 静岡家庭裁判所支部	静岡支部
甲府地方裁判所支部	甲府支部
長野地方裁判所支部	長野支部
新潟地方裁判所支部 新潟家庭裁判所支部	新潟支部
京都地方裁判所支部 京都家庭裁判所支部	京都支部
神戸地方裁判所支部 神戸家庭裁判所支部	神戸支部
奈良地方裁判所支部	奈良支部
大津地方裁判所支部	大津支部

和歌山地方裁判所支部	和歌山支部
津地方裁判所支部	津支部
岐阜地方裁判所支部	岐阜支部
福井地方裁判所支部	福井支部
金沢地方裁判所支部 金沢家庭裁判所支部	金沢支部
富山地方裁判所支部	富山支部
山口地方裁判所支部 山口家庭裁判所支部	山口支部
岡山地方裁判所支部 岡山家庭裁判所支部	岡山支部
鳥取地方裁判所支部	鳥取支部
松江地方裁判所支部	松江支部
佐賀地方裁判所支部	佐賀支部
長崎地方裁判所支部 長崎家庭裁判所支部	長崎支部
大分地方裁判所支部	大分支部
熊本地方裁判所支部 熊本家庭裁判所支部	熊本支部
鹿児島地方裁判所支部	鹿児島支部
宮崎地方裁判所支部	宮崎支部
那覇地方裁判所支部	那覇支部
福島地方裁判所支部 福島家庭裁判所支部	福島支部
山形地方裁判所支部	山形支部
盛岡地方裁判所支部	盛岡支部
秋田地方裁判所支部	秋田支部
青森地方裁判所支部	青森支部
函館地方裁判所支部	函館支部
旭川地方裁判所支部	旭川支部
釧路地方裁判所支部	釧路支部
徳島地方裁判所支部	徳島支部
高知地方裁判所支部	高知支部
松山地方裁判所支部	松山支部

３　変更後の第３１条の規定は、平成２０年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附　則（平成２０年７月１日一部変更）

この変更は、平成２０年７月１日から施行する。

附　則（平成２０年７月７日「平成１９年４月１日一部変更」の一部変更）

この変更は、平成２０年７月７日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。

附　則（平成２１年１月１日一部変更）

１　この変更は、平成２１年１月１日から施行する。

２　変更後の第１８条の規定は、平成２１年１月１日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

附　則（平成２１年４月１日一部変更）

１　この変更は、平成２１年４月１日から施行する。ただし、別表中「東京地方裁判所八王子支部」を「東京地方裁判所立川支部」に、「東京家庭裁判所八王子支部」を「東京家庭裁判所立川支部」に改める変更は、同月２０日から施行する。

２　大阪高等裁判所支部、大阪地方裁判所支部及び大阪家庭裁判所支部は、平成２１年４月１

日において廃止するものとし、これらの支部の一切の権利及び義務は、大阪支部が継承する。この場合において、当該これらの支部の廃止に伴い、当該これらの支部が行うべき事務の処理は、大阪支部において行うものとする。

３　変更後の第３１条第１項及び第２項の規定は、平成２１年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附　則（平成２２年４月１日一部変更）

１　この変更は、平成２２年４月１日から施行する。

２　変更後の第３１条第１項及び第２項の規定は、平成２２年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附　則（平成２３年１月１日一部変更）

この変更は、平成２３年１月１日から施行する。

附　則（平成２３年４月１日一部変更）

１　この変更は、平成２３年４月１日から施行する。

２　東京高等裁判所支部、東京地方裁判所支部及び東京家庭裁判所支部は、平成２３年４月１日において廃止するものとし、これらの支部の一切の権利及び義務は、東京支部が継承する。この場合において、当該これらの支部の廃止に伴い、当該これらの支部が行うべき事務の処理は、東京支部において行うものとする。

３　変更後の第３１条第１項及び第２項の規定は、平成２３年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附　則（平成２３年６月１日一部変更）

この変更は、平成２３年６月１日から施行し、同年３月１１日から適用する。

附　則（平成２４年４月１日一部変更）

１　この変更は、平成２４年４月１日から施行する。

２　変更後の第３１条第１項及び第２項の規定は、平成２４年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附　則（平成２５年４月１日一部変更）

１　この変更は、平成２５年４月１日から施行する。ただし、第２４条にかかる変更は、平成２６年４月１日から施行する。

２　この変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた診療、手当若しくは薬剤の支給又は訪問看護（以下「診療等」という。）に係る変更前の第１８条の規定による家族療養費附加金若しくは家族訪問看護療養費附加金又は附則第６条の規定による一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。

３　変更後の第１８条第１号及び附則第６条第１項第１号の規定にかかわらず、診療等の行われた日が施行日から平成２５年９月３０日までの間にある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「２万５千円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が５３万円以上である場合にあっては、５万円）」及び「２万５千円（当

該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が５３万円以上である場合にあっては、５万円）」とあるのは「２万５千円」と、診療等の行われた日が平成２５年１０月１日から平成２６年３月３１日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「５万円」とあるのは「３万円」と、診療等の行われた日が平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「５万円」とあるのは「４万円」とする。

４　変更後の第１８条第２号及び附則第６条第１項第２号の規定にかかわらず、診療等の行われた日が施行日から平成２５年９月３０日までの間にある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「５万円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が５３万円以上である場合にあっては、１０万円）」及び「５万円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が５３万円以上である場合にあっては、１０万円）」とあるのは「５万円」と、診療等の行われた日が平成２５年１０月１日から平成２６年３月３１日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「１０万円」とあるのは「６万円」と、診療等の行われた日が平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「１０万円」とあるのは「８万円」とする。

５　変更後の第２０条及び第２１条の規定は、出産の日が平成２６年４月１日以後である組合員及び組合員であった者について適用する。

６　変更後の第２４条の規定は施行日以後に療養のため引き続き勤務に服することができない状態となった日（以下「休業開始日」という。）がある場合について適用し、施行日前に休業開始日がある場合については、なお従前の例による。

７　施行日前に組合員又はその被扶養者が死亡した場合における弔慰金附加金又は家族弔慰金附加金の支給については、なお従前の例による。

８　施行日前に婚姻をした場合（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となった場合を含む。次項において同じ。）における結婚手当金の支給については、なお従前の例による。

９　施行日から平成２６年３月３１日までの間に婚姻をした場合については、４万円を結婚手当金として支給するものとする。

１０　組合員又はその被扶養者が施行日前に入院し、かつ、施行日以後も引き続き入院した場合における入院附加金の支給については、なお従前の例による。

１１　変更後の第３１条第１項及び第２項の規定は、平成２５年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附　則（平成２６年４月１日一部変更）

１　この変更は、平成２６年４月１日から施行する。

２　変更後の第１８条第１号及び附則第６条第１項第１号の規定は、平成２６年４月１日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

３　変更後の第３１条第１項から第３項までの規定は、平成２６年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続

掛金については、なお従前の例による。

附　則（平成２７年４月１日一部変更）

１　この変更は、平成２７年４月１日から施行する。

２　変更後の第３１条第１項から第３項までの規定は、平成２７年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附　則（平成２７年１０月２６日一部変更）

この変更は、平成２７年１０月２６日から施行し、同年１０月１日から適用する。

附　則（平成２８年４月１日一部変更）

１　この変更は、平成２８年４月１日から施行する。

２　変更後の第３１条第１項から第３項までの規定は、平成２８年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附　則（平成２９年４月１日一部変更）

１　この変更は、平成２９年４月１日から施行する。

２　変更後の第３１条第１項から第３項までの規定は、平成２９年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附　則（平成２９年９月７日一部変更）

この変更は、平成２９年９月７日から施行し、同年８月１日から適用する。

附　則（平成３０年４月１日一部変更）

１　この変更は、平成３０年４月１日から施行する。

２　変更後の第３１条第１項及び第２項の規定は、平成３０年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附　則（平成３１年４月１日一部変更）

１　この変更は、平成３１年４月１日から施行する。

２　変更後の第３１条第３項の規定は、平成３１年４月以後の月分の掛金及び負担金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附　則（令和２年３月３１日一部変更）

１　この変更は、令和２年４月１日から施行する。

２　変更後の第３１条第１項から第３項までの規定は、令和２年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附　則（令和２年７月２１日一部変更）

この変更は、令和２年７月２１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日一部変更）

１　この変更は、令和３年４月１日から施行する。

２　変更後の第３１条第１項から第３項までの規定は、令和３年４月以降の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛

金については、なお従前の例による。

附　則（令和４年４月１日一部変更）

１　この変更は、令和４年４月１日から施行する。

２　変更後の第３１条第１項から第３項までの規定は、令和４年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附　則（令和５年４月１日一部変更）

１　この変更は、令和５年４月１日から施行する。

２　変更後の第３１条第１項から第３項までの規定は、令和５年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附　則（令和６年４月１日一部変更）

１　この変更は、令和６年４月１日から施行する。

２　変更後の第３１条第１項から第３項までの規定は、令和６年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附　則（令和７年４月１日一部変更）

１　この変更は、令和７年４月１日から施行する。

２　変更後の第３１条第１項から第３項までの規定は、令和７年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

別　表

名　　称	所　　在　　地	事　　務　　範　　囲
本部	東京都千代田区 最高裁判所内	最高裁判所（司法研修所、裁判所職員総合研修所及び最高裁判所図書館を含む。） 東京高等裁判所 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所、東京地方裁判所立川支部 東京地方裁判所管内簡易裁判所 東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部 横浜地方裁判所、横浜地方裁判所各支部 横浜地方裁判所管内簡易裁判所 横浜家庭裁判所、横浜家庭裁判所各支部 さいたま地方裁判所、さいたま地方裁判所各支部 さいたま地方裁判所管内簡易裁判所 さいたま家庭裁判所、さいたま家庭裁判所各支部 千葉地方裁判所、千葉地方裁判所各支部 千葉地方裁判所管内簡易裁判所 千葉家庭裁判所、千葉家庭裁判所各支部 水戸地方裁判所、水戸地方裁判所各支部 水戸地方裁判所管内簡易裁判所 水戸家庭裁判所、水戸家庭裁判所各支部 宇都宮地方裁判所、宇都宮地方裁判所各支部 宇都宮地方裁判所管内簡易裁判所 宇都宮家庭裁判所、宇都宮家庭裁判所各支部 前橋地方裁判所、前橋地方裁判所各支部 前橋地方裁判所管内簡易裁判所 前橋家庭裁判所、前橋家庭裁判所各支部 静岡地方裁判所、静岡地方裁判所各支部 静岡地方裁判所管内簡易裁判所 静岡家庭裁判所、静岡家庭裁判所各支部 甲府地方裁判所、甲府地方裁判所各支部 甲府地方裁判所管内簡易裁判所 甲府家庭裁判所、甲府家庭裁判所各支部 長野地方裁判所、長野地方裁判所各支部 長野地方裁判所管内簡易裁判所 長野家庭裁判所、長野家庭裁判所各支部 新潟地方裁判所、新潟地方裁判所各支部

		新潟地方裁判所管内簡易裁判所 新潟家庭裁判所、新潟家庭裁判所各支部 仙台高等裁判所、仙台高等裁判所秋田支部 仙台地方裁判所、仙台地方裁判所各支部 仙台地方裁判所管内簡易裁判所 仙台家庭裁判所、仙台家庭裁判所各支部 福島地方裁判所、福島地方裁判所各支部 福島地方裁判所管内簡易裁判所 福島家庭裁判所、福島家庭裁判所各支部 山形地方裁判所、山形地方裁判所各支部 山形地方裁判所管内簡易裁判所 山形家庭裁判所、山形家庭裁判所各支部 盛岡地方裁判所、盛岡地方裁判所各支部 盛岡地方裁判所管内簡易裁判所 盛岡家庭裁判所、盛岡家庭裁判所各支部 秋田地方裁判所、秋田地方裁判所各支部 秋田地方裁判所管内簡易裁判所 秋田家庭裁判所、秋田家庭裁判所各支部 青森地方裁判所、青森地方裁判所各支部 青森地方裁判所管内簡易裁判所 青森家庭裁判所、青森家庭裁判所各支部 札幌高等裁判所 札幌地方裁判所、札幌地方裁判所各支部 札幌地方裁判所管内簡易裁判所 札幌家庭裁判所、札幌家庭裁判所各支部 函館地方裁判所、函館地方裁判所各支部 函館地方裁判所管内簡易裁判所 函館家庭裁判所、函館家庭裁判所各支部 旭川地方裁判所、旭川地方裁判所各支部 旭川地方裁判所管内簡易裁判所 旭川家庭裁判所、旭川家庭裁判所各支部 釧路地方裁判所、釧路地方裁判所各支部 釧路地方裁判所管内簡易裁判所 釧路家庭裁判所、釧路家庭裁判所各支部 高松高等裁判所 高松地方裁判所、高松地方裁判所各支部 高松地方裁判所管内簡易裁判所 高松家庭裁判所、高松家庭裁判所各支部 徳島地方裁判所、徳島地方裁判所各支部

		徳島地方裁判所管内簡易裁判所 徳島家庭裁判所、徳島家庭裁判所各支部 高知地方裁判所、高知地方裁判所各支部 高知地方裁判所管内簡易裁判所 高知家庭裁判所、高知家庭裁判所各支部 松山地方裁判所、松山地方裁判所各支部 松山地方裁判所管内簡易裁判所 松山家庭裁判所、松山家庭裁判所各支部 上記の地方裁判所及び地方裁判所各支部に置かれている検察審査会
大阪支部	大阪市 大阪高等裁判所内	大阪高等裁判所 大阪地方裁判所、大阪地方裁判所各支部 大阪地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 大阪家庭裁判所、大阪家庭裁判所各支部
京都支部	京都市 京都地方裁判所内	京都地方裁判所、京都地方裁判所各支部 京都地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 京都家庭裁判所、京都家庭裁判所各支部
神戸支部	神戸市 神戸地方裁判所内	神戸地方裁判所、神戸地方裁判所各支部 神戸地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 神戸家庭裁判所、神戸家庭裁判所各支部
奈良支部	奈良市 奈良地方裁判所内	奈良地方裁判所、奈良地方裁判所各支部 奈良地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 奈良家庭裁判所、奈良家庭裁判所各支部
大津支部	大津市 大津地方裁判所内	大津地方裁判所、大津地方裁判所各支部 大津地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 大津家庭裁判所、大津家庭裁判所各支部
和歌山支部	和歌山市 和歌山地方裁判所内	和歌山地方裁判所、和歌山地方裁判所各支部 和歌山地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 和歌山家庭裁判所、和歌山家庭裁判所各支部

名古屋支部	名古屋市 名古屋高等裁判所内	名古屋高等裁判所、名古屋高等裁判所金沢支部 名古屋地方裁判所、名古屋地方裁判所各支部 名古屋地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 名古屋家庭裁判所、名古屋家庭裁判所各支部
津支部	津市 津地方裁判所内	津地方裁判所、津地方裁判所各支部 津地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 津家庭裁判所、津家庭裁判所各支部
岐阜支部	岐阜市 岐阜地方裁判所内	岐阜地方裁判所、岐阜地方裁判所各支部 岐阜地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 岐阜家庭裁判所、岐阜家庭裁判所各支部
福井支部	福井市 福井地方裁判所内	福井地方裁判所、福井地方裁判所各支部 福井地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 福井家庭裁判所、福井家庭裁判所各支部
金沢支部	金沢市 金沢地方裁判所内	金沢地方裁判所、金沢地方裁判所各支部 金沢地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 金沢家庭裁判所、金沢家庭裁判所各支部
富山支部	富山市 富山地方裁判所内	富山地方裁判所、富山地方裁判所各支部 富山地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 富山家庭裁判所、富山家庭裁判所各支部
広島支部	広島市 広島高等裁判所内	広島高等裁判所、広島高等裁判所松江支部、広島高等裁判所岡山支部 広島地方裁判所、広島地方裁判所各支部 広島地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 広島家庭裁判所、広島家庭裁判所各支部
山口支部	山口市 山口地方裁判所内	山口地方裁判所、山口地方裁判所各支部 山口地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 山口家庭裁判所、山口家庭裁判所各支部

岡山支部	岡山市 岡山地方裁判所内	岡山地方裁判所、岡山地方裁判所各支部 岡山地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 岡山家庭裁判所、岡山家庭裁判所各支部
鳥取支部	鳥取市 鳥取地方裁判所内	鳥取地方裁判所、鳥取地方裁判所各支部 鳥取地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 鳥取家庭裁判所、鳥取家庭裁判所各支部
松江支部	松江市 松江地方裁判所内	松江地方裁判所、松江地方裁判所各支部 松江地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 松江家庭裁判所、松江家庭裁判所各支部
福岡支部	福岡市 福岡高等裁判所内	福岡高等裁判所、福岡高等裁判所宮崎支部、 福岡高等裁判所那覇支部 福岡地方裁判所、福岡地方裁判所各支部 福岡地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 福岡家庭裁判所、福岡家庭裁判所各支部
佐賀支部	佐賀市 佐賀地方裁判所内	佐賀地方裁判所、佐賀地方裁判所各支部 佐賀地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 佐賀家庭裁判所、佐賀家庭裁判所各支部
長崎支部	長崎市 長崎地方裁判所内	長崎地方裁判所、長崎地方裁判所各支部 長崎地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 長崎家庭裁判所、長崎家庭裁判所各支部
大分支部	大分市 大分地方裁判所内	大分地方裁判所、大分地方裁判所各支部 大分地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 大分家庭裁判所、大分家庭裁判所各支部
熊本支部	熊本市 熊本地方裁判所内	熊本地方裁判所、熊本地方裁判所各支部 熊本地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 熊本家庭裁判所、熊本家庭裁判所各支部
鹿児島支部	鹿児島市 鹿児島地方裁判所内	鹿児島地方裁判所、鹿児島地方裁判所各支部 鹿児島地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 鹿児島家庭裁判所、鹿児島家庭裁判所各支部

宮崎支部	宮崎市 宮崎地方裁判所内	宮崎地方裁判所、宮崎地方裁判所各支部 宮崎地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 宮崎家庭裁判所、宮崎家庭裁判所各支部
那覇支部	那覇市 那覇地方裁判所内	那覇地方裁判所、那覇地方裁判所各支部 那覇地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 那覇家庭裁判所、那覇家庭裁判所各支部